

第4章 バリアフリー化の施策

4-1 重点整備地区の選定

(1) 重点整備地区

重点整備地区は、施設等のバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定める地区です。バリアフリー法で定められている地区の要件は、次のとおりです。

① 配置要件

生活関連施設（原則、3以上）があり、かつそれらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

② 課題要件

生活関連施設及び生活関連経路について**バリアフリー化の事業実施が特に必要な地区**

③ 効果要件

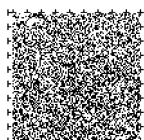
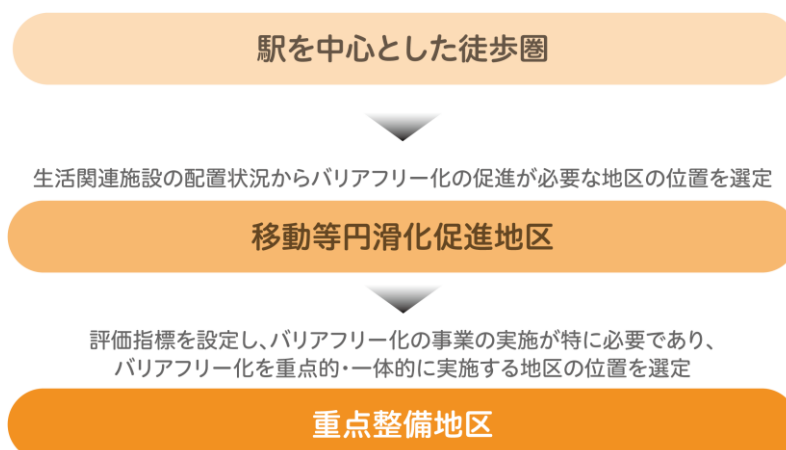
バリアフリー化の事業を重点的・一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

(2) 重点整備地区の選定の流れ

中野区における重点整備地区は、上記の要件を踏まえ、移動等円滑化促進地区から、評価指標を設定し、バリアフリー化の事業実施が特に必要でありバリアフリー化の事業を重点的・一体的に実施する地区を選定します。

また、旧構想における重点整備地区は、バリアフリー化の事業である特定事業が完了していないことから引き続き、重点整備地区に位置づけます。

図 4-1 重点整備地区の選定の流れ



(3) 重点整備地区の選定の考え方

重点整備地区は、移動等円滑化促進地区の課題要件と効果要件の検証を行い、選定します。

【①課題要件の検証】

バリアフリー化の事業実施が特に必要な地区を選定するため、区民アンケートの結果から区民評価による地区のバリアフリー化の必要性を検証し、重点整備地区の対象となる地区を選定します。

表 4-1 課題要件による選定の考え方

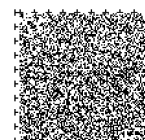
検証項目	考え方	指標
区民評価による地区のバリアフリー化の必要性	区民意見にてバリアフリー化の必要性の高い地区を選定	アンケート調査によるバリアフリー化の評価

【②効果要件の検証】

バリアフリー化の事業を重点的・一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区を選定するため、基礎評価指標、まちづくり等の動向を検証し、重点整備地区の選定判定をします。

表 4-2 効果要件による選定の考え方

検証項目	考え方	指標	
基礎評価指標	ア 地区内の人口集積	地区内の人口が多い地区を優先	駅を中心とする 500m 圏内の夜間人口、高齢者数、乳幼児数
	イ 駅の利用者数	駅利用者数の多い地区を優先	駅の乗降人員
	ウ バスの運行本数	各駅からのバス発車数が多い地区を優先	各駅の最寄りのバス停留所を発車しているバス本数
	エ 地区内の施設数	施設が多く立地している地区を優先	駅を中心とする 500m 圏内の施設数
まちづくり等の動向	まちづくりや基盤施設整備との連携が見込める地区を優先	まちづくり計画や基盤施設整備等の有無	



【①課題要件の検証】～区民評価による地区のバリアフリー化の必要性～

区民アンケート調査において、バリアフリー化に対する区民の評価として、駅及び駅周辺の道路について、「バリアフリー化は十分だと思いますか」という設問を設けその結果を点数化し、評価しました。

点数は、回答について「そう思う」を3点、「ややそう思う」を2点、「あまりそう思わない」を1点、「そう思わない」を0点とし、各地区の回答の平均値の合計から評価しました。その結果は、下表に示すとおりです。

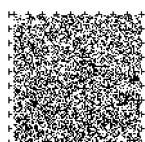
表 4-3 区民アンケート調査結果を踏まえた評価結果

地区	アンケート結果による点数化		合計	バリアフリー化の 必要性のランク
	駅	駅周辺の道路		
方南町	0.94	1.18	2.12	B
中野富士見町	2.08	1.41	3.49	D
中野新橋	1.91	1.42	3.33	D
新中野	1.17	1.47	2.64	C
中野坂上	1.48	1.78	3.26	D
中野	0.91	1.23	2.14	B
東中野	1.46	1.39	2.85	C
落合	1.08	1.58	2.66	C
新井薬師前	1.08	0.93	2.01	B
沼袋	1.31	1.05	2.36	B
野方	1.90	1.27	3.17	D
都立家政	1.57	1.25	2.82	C
鷺ノ宮	0.91	0.84	1.75	A
新江古田	1.71	1.67	3.38	D
富士見台	1.76	1.15	2.91	C

※バリアフリー化の必要性のランク

: 合計について、A = 2.00 未満 B = 2.00 以上 C = 2.50 以上 D = 3.00 以上

※点数が低いほど、バリアフリー化は不十分と評価されている地区であり、バリアフリー化の必要性は高いです。(バリアフリー化の必要性 (高) A > B > C > D (低))



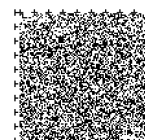
【①課題要件の検証】～検証結果～

旧構想における重点整備地区を除き、区民評価による地区のバリアフリー化の必要性が低いDの地区は、重点整備地区の選定対象外とします。

表 4-4 課題要件による検証結果

地区	旧構想における 重点整備地区	バリアフリー化の 必要性のランク	検証結果
方南町		B	
中野富士見町		D	選定対象外
中野新橋		D	選定対象外
新中野	○	C	既存の重点整備地区
中野坂上		D	選定対象外
中野	○	B	既存の重点整備地区
東中野	○	C	既存の重点整備地区
落合	○	C	既存の重点整備地区
新井薬師前	○	B	既存の重点整備地区
沼袋	○	B	既存の重点整備地区
野方	○	D	既存の重点整備地区
都立家政		C	
鷲ノ宮	○	A	既存の重点整備地区
新江古田		D	選定対象外
富士見台		C	

※バリアフリー化の必要性のランク：前ページに基づく



【②効果要件の検証】～地区内の人口集積による評価～

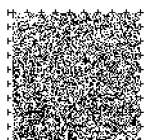
地区内の人口集積の評価は以下のとおりです。それぞれの項目で最大値を100として点数化し、それぞれの地区を評価しました。

表 4-5 地区内の人口集積による評価

地区	夜間人口		高齢者数		乳幼児数		合計 点数	地区内 人口の 評価
	人口	点数	人口	点数	人口	点数		
方南町	4,549	20	904	21	182	27	68	D
中野富士見町	12,878	58	2,563	60	392	58	176	B
中野新橋	21,330	96	3,968	93	667	99	288	A
新中野	22,278	100	4,255	100	673	100	300	A
中野坂上	17,604	79	3,167	74	611	91	244	A
中野	13,707	62	2,486	58	477	71	191	B
東中野	17,212	77	3,006	71	651	97	245	A
落合	10,048	45	1,752	41	413	61	147	C
新井薬師前	15,457	69	3,135	74	511	76	219	B
沼袋	15,352	69	3,409	80	489	73	222	B
野方	16,250	73	3,434	81	489	73	227	A
都立家政	13,925	63	2,953	69	415	62	194	B
鷲ノ宮	14,115	63	3,061	72	555	82	217	B
新江古田	7,402	33	1,692	40	303	45	118	C
富士見台	4,964	22	1,075	25	276	41	88	C

夜間人口、高齢者数、乳幼児数の出典：住民基本台帳（令和6年1月1日現在）

- ※点数 : 各項目の最大値を100として点数化
- ※合計点数 : 3項目の点数の合計
- ※地区内人口の評価 : 合計点数について、A=225以上 B=150以上 C=75以上 D=75未満



【②効果要件の検証】～基礎評価指標による評価～

地区内の人口集積の評価に、駅の利用者数、バスの運行本数、地区内の施設数の評価を加え、基礎評価指標を整理しました。

表 4-6 基礎評価指標による総合評価結果

地区	基礎評価指標								
	ア 地区内の 人口集積	イ 駅の利用者数		ウ バスの運行本数		エ 地区内の 施設数		総合 点数	総合 評価
	評価	乗降客数 (人/日)	評価	運行本 数 (本/日)	評価	施設 数	評価		
方南町	D	38,148	B	634	A	6	D	5	C
中野富士見町	B	18,372	D	603	A	14	C	6	B
中野新橋	A	19,605	D	21	D	9	D	3	C
新中野	A	32,950	B	725	A	19	C	9	A
中野坂上	A	89,611	A	389	C	23	B	9	A
中野	B	386,657	A	2,567	A	42	A	11	A
東中野	A	83,531	A	14	D	16	C	7	B
落合	C	25,129	C	100	D	16	C	3	C
新井薬師前	B	18,903	D	690	A	8	D	5	C
沼袋	B	17,330	D	110	D	9	D	2	D
野方	A	22,400	C	830	A	16	C	8	B
都立家政	B	17,185	D	30	D	7	D	2	D
鷺ノ宮	B	29,582	C	500	B	21	B	7	B
新江古田	C	13,968	D	381	C	13	C	3	C
富士見台	C	26,662	C	53	D	6	D	2	D

駅の利用者数（乗降客数）の出典：各鉄道事業者ホームページ（令和6年度の駅別乗降人員）

なお、JRは乗車人員を2倍し乗降人員とした

バスの運行本数（運行本数）の出典：公共交通オープンデータより、各事業者のGTFSデータ（令和5年度）

地区内の施設数（施設数）の出典：「図3-4～図3-17」における生活関連施設に基づく（よって駅を除く）

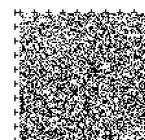
※駅の利用者数の評価 : A=乗り換えのある乗降客数の多い駅
B=30,000以上 C=20,000以上 D=20,000未満

※バスの運行本数の評価 : A=600以上 B=400以上 C=200以上 D=200未満

※地区内の施設数の評価 : A=30以上 B=20以上 C=10以上 D=10未満（東中野と落合は図3-10における生活関連施設数）

※基礎評価指標における総合点数 : 各評価A=3 B=2 C=1 D=0とした合計点数

※基礎評価指標における総合評価 : 総合点数9以上:A 6以上:B 3以上:C 3未満:D



【②効果要件の検証】～まちづくり等の動向による評価～

各地区における、まちづくり等の動向(まちづくり計画や基盤整備等の有無)による評価は以下のとおりです。

表 4-7 まちづくり等の動向による評価結果

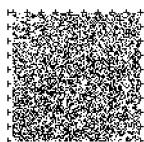
地区	まちづくり計画や基盤整備等の有無	評価
方南町	・補助62号線(方南通り)の整備	C
中野富士見町	・補助62号線(方南通り)の整備	C
中野新橋	—	D
新中野	・補助第26号(中野通り)の交差点改良	C
中野坂上	—	D
中野	・中野駅西側南北通路・橋上駅舎等の整備 ・新北口駅前広場・南口駅前広場の整備 ・中野駅周辺まちづくり事業(市街地再開発事業4件 土地区画整理事業3件) ・補助74号線(早稲田通り)の整備	A
東中野	—	D
落合	—	D
新井薬師前	・西武新宿線連続立体交差事業* ・区画街路第3号線(交通広場)の整備 ・補助第220号線の整備	A
沼袋	・西武新宿線連続立体交差事業 ・区画街路第4号線(交通広場)の整備 ・区画街路第4号線(道路拡幅)の整備	A
野方	—	D
都立家政	・補助227号線の整備	C
鷺ノ宮	・補助133号線(中杉通り)の整備	C
新江古田	—	D
富士見台	—	D

※評価： A=まちづくり計画や基盤整備が3事業以上ある

B=まちづくり計画や基盤整備が2事業ある

C=まちづくり計画や基盤整備が1事業ある

D=まちづくり計画や基盤整備がない



【②効果要件による検証】～検証結果～

課題要件の検証にて選定の対象とした地区の効果要件の検証結果は以下のとおりです。

表 4-8 効果要件による検証結果

地区	基礎評価指標	まちづくり等の動向	総合評価
方南町	C	C	2
都立家政	D	C	1
富士見台	D	D	0

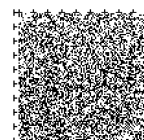
※総合評価：基礎評価指標とまちづくり等の動向について、A=3点 B=2点 C=1点
D=0点とした場合の合計点

(4) 重点整備地区の選定～最終判定

課題要件の検証により選定対象とした各地区における、効果要件の検証結果は、総合評価が6点満点中の半分以下でした。この結果を踏まえて、新たに重点整備地区に指定する地区は設けず、旧構想にて位置づけた以下に示す7地区を引き続き設定します(次ページ図を参照)。

重点整備地区

新中野地区 沼袋地区
中野地区 野方地区
東中野・落合地区 鷺ノ宮地区
新井薬師前地区



4-2 特定事業等の設定

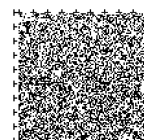
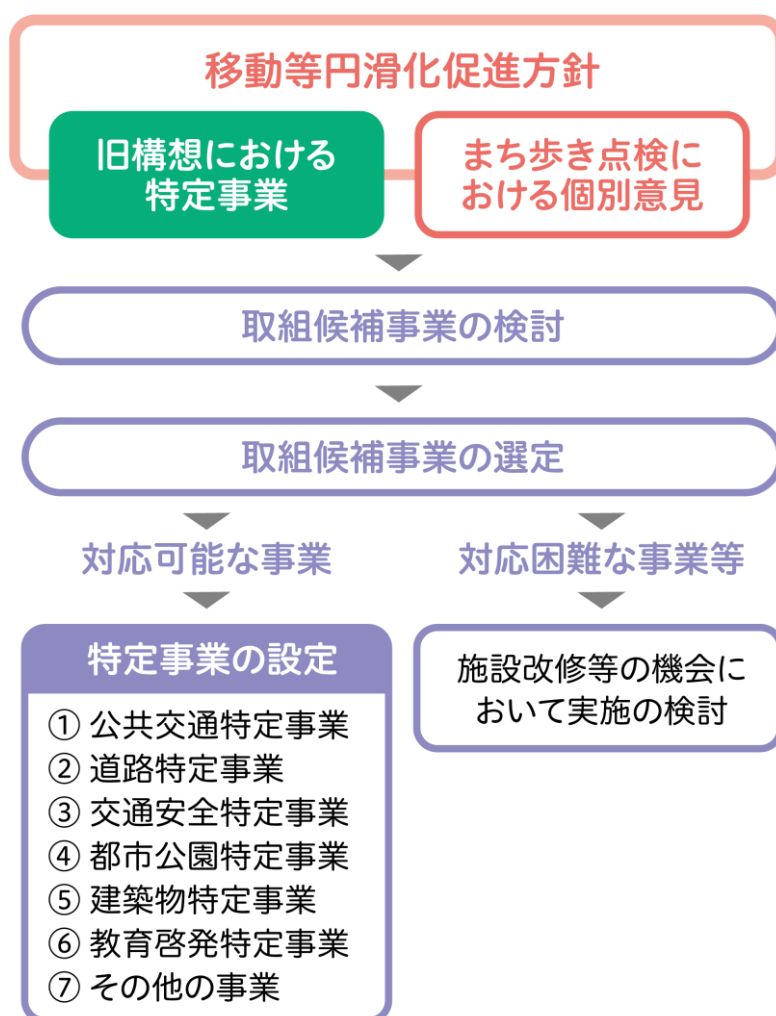
(1) 特定事業とは

特定事業とは、バリアフリー法で定める事業とその他の事業からなり、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業です。

(2) 特定事業の設定までの流れ

移動等円滑化促進方針を踏まえつつ、旧構想における特定事業の実施状況や、重点整備地区を対象に実施したまち歩き点検*の結果を加味し、特定事業の取組候補を選定しました。これらの候補事業のうち、対応可能な事業を特定事業として設定しました。現状で、対応が困難な事業等については、施設改修等の機会において実施の検討をします。

図 4-3 特定事業の設定までの流れ



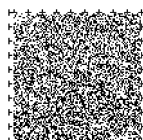
(3) 特定事業の内容

重点整備地区で実施する各分野別の特定事業の内容を以下のとおり示します。

①-1 公共交通特定事業(鉄道駅)

事業名	事業内容
施設の設備等の適切な維持管理、更新	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の方が駅内を円滑に移動できるよう視覚障害者誘導用ブロックの破損等を確認し、必要に応じて補修する。 ・ホームを安心して移動できるようにホームドアの開閉機構の点検やセンサーの動作確認を行う。 ・エレベーター・エスカレーターを利用して駅内を円滑に移動できるよう動作確認や清掃・故障時の対応を行う。 ・案内表示が見やすく、わかりやすい状態を維持するために汚れや破損・誤表示等を確認し、清掃、修繕を行う。 ・券売機が利用しやすい状態となるよう画面の視認性の確認や、音声案内の動作確認を行う。 ・トイレの清掃・衛生管理・設備の動作確認を行う。 ・その他、施設の設備等の適切な維持管理、更新を行う。
駅員を呼ぶ改札口のインターフォンの改良	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者の方や言語によるコミュニケーションが難しい利用者が駅員と視覚的に意思疎通できるようにするためにインターフォンにカメラ・モニター機能を追加するなどの改良を行う。
音声案内設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・駅員を呼ぶインターフォン等の駅内設備の位置を案内するために音声案内設備を整備する。
橋上駅舎の整備 (エレベーター、エスカレーター、バリアフリートイレ等の新設)	<ul style="list-style-type: none"> ・中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業による、橋上駅舎及び橋上駅舎整備に伴う、バリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター、バリアフリートイレ等)を新設する。
ホームドアの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームからの転落防止のためのホームドアを整備する。
東口駅舎のバリアフリー化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・JR東中野駅の東口駅舎のバリアフリー化について、鉄道事業者を始めとした関係者と実現に向けた方策について検討する。
連続立体交差事業に伴う駅舎改良	<ul style="list-style-type: none"> ・西武新宿線連続立体交差事業(地下化工事)に伴う、駅舎の改良を行う。
連続立体交差事業に合わせたホームドアの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・西武新宿線連続立体交差事業(地下化工事)に伴う、ホームドアの整備を行う。
識別または認知しやすい表示の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口やトイレ、エレベーターなどを案内するわかりやすい表示を整備する。

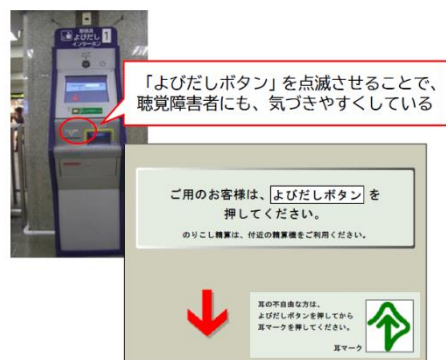
(次ページに続く)



事業名	事業内容
視覚障害者誘導用ブロックの設置	・駅務室に繋がる経路など駅舎内の視覚障害者誘導用ブロックを整備する。
ポラードの視認性改善	・駅敷地内にある、ポラードに着色等を施し、視認性を向上する。

【コラム】カメラ・モニター付きインターフォン

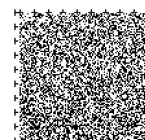
カメラ・モニター付きインターフォンは、利用者がオペレーターを呼び出し、必要な案内のほか、精算やきっぷの購入のサポートを行うとともに、移動のサポートをする係員等を呼び出すことができます。また、カメラによる乗車券類の確認機能、ICカード処理機能、筆談や資料案内ができる双方向の画像表示機能等の搭載も可能であり、画面の耳マーク等を押下することにより聴覚に障害があることの意味表示が可能です。



出典：駅の無人化に伴う安全・円滑な駅利用に関するガイドライン
モニター・カメラ付インターフォン（阪急電鉄）

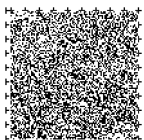
①-2 公共交通特定事業(路線バス)

事業名	事業内容
バス車内設備や乗降設備の定期的な点検	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者が安全に乗降できるように乗降用スロープの滑り止めの状態や破損を確認する。 ・車いす使用者やベビーカー使用者が安心して乗車していただけるように固定具のベルトの劣化・不具合を確認する。 ・誰もが安全に乗降し、乗車していただけるよう手すりの設置状況や車内音声設備、行先表示機が適切に動作するよう確認する。 ・その他、バス車内設備や乗降設備の定期的な点検を行う。
ノンステップバスの導入推進	・車両更新や新規導入の際は、乗降口に段差のないノンステップバスの導入を進める。
バスの情報提供設備の改良	・視認性の向上のために行先表示機の表示画面の大型化や LED 化等を行う。



② 道路特定事業

事業名	事業内容
道路の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の方が安心して移動できるよう視覚障害者誘導用ブロックの破損等を確認し、必要に応じて補修する。 ・路面や街渠ブロック等のひび割れや欠損を補修する。 ・区画線やカラー舗装の劣化状況を確認し、補修する。 ・その他、道路の適切な維持管理を行う。
歩道の有効幅員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して通行できる歩行者空間を確保するため、歩道の有効幅員（原則2.0m以上、沿道の利用状況や道路の交通量等により整備困難な場合は、1.5m以上）を確保する。
視覚障害者誘導用ブロックの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の切り開き部での視覚障害者誘導用ブロックの設置やバス停駅、生活関連施設の出入口に繋がる経路等に視覚障害者誘導用ブロックを連続設置する。
歩道の段差・勾配の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道のセミフラット化工事や切り開き部の部分的な段差、勾配の改良等を実施する。
路側帯*のカラー舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・生活関連経路の路側帯をカラー化し、安全な歩行者空間を確保する。
中野駅西側南北通路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・中野駅周辺の都市計画道路事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業等に併せた交通広場などの都市基盤整備を実施する。
中野駅桃園広場の整備	
新北口駅前広場の整備	
南口駅前広場の拡張整備	
交通広場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新井薬師前駅及び沼袋駅に交通広場の整備を実施する。
駅周辺の歩行経路のバリアフリー化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 東中野駅東口周辺の地形上の段差解消や駅を挟んだ南北のバリアフリー経路の確保に向けた検討を行う。



【コラム】板橋型 BF ブロック

板橋区が福祉団体、コンクリートブロック製造会社と協議を重ね製品化した、車いす使用者、視覚障害者、ベビーカー利用者などに配慮したユニバーサルデザインの街渠ブロックです。

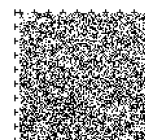
縁端高さ0cmとしており、車いす、ベビーカー等のスムーズな通行が可能であり、すべり止めと杖や足裏による認識効果が大きく、視覚障害者（白杖使用者）が通過する際に白杖が必ず特殊ゴムピースにあたり、歩道と車道の境界を認識しやすいという特徴があります。



出典：板橋区ホームページ
道路などに関する計画・事業

③ 交通安全特定事業

事業名	事業内容
信号機のバリアフリー化 (音響式信号機の改良)	・目の不自由なかが安全に横断できるように、歩行者用信号が青のタイミングで横断歩道の両端から音響(「ピヨピヨ」「カッコー」など)を鳴動させ、誘導を行う音響式信号機へ改良する。
横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上(必要に応じてエスコートゾーンを整備)	・道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列(エスコートゾーン)を整備する。
道路標識及び道路標示の適切な補修(必要に応じて実施)	・道路標識及び道路標示の適正な維持管理に努める。
違法駐車防止のための事業実施	・横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車指導取締りを実施する。 ・歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りを実施する。 ・違法駐車行為の防止のための広報活動及び啓発活動を実施する。



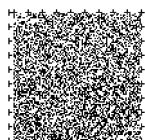
④ 都市公園特定事業

事業名	事業内容
出入口やスロープ等の園路の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の通路やスロープのガタツキや凹凸等の損傷、劣化を確認し必要に応じて補修を行う。 ・園内の視覚障害者誘導用ブロックの破損等を確認し、必要に応じて補修する。 ・その他、園内通路の適切な維持管理を行う。
トイレや案内板等の園内設備の点検、補修	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレを誰もが利用できるように清掃・衛生管理・設備の動作確認を行う。 ・案内表示が見やすく、わかりやすい状態を維持するために汚れや破損・誤表示等を確認し、清掃、修繕を行う。 ・その他、園内設備の点検、補修を適宜行う。
誰もが利用しやすい公園への再整備	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用しやすいように配慮した施設(遊具、トイレ、ベンチ、水飲み等)を整備する。 ・主な出入口及び園路は、平坦で滑りにくい舗装とすることや基準に合った通路幅、勾配、段差に改善をする。
主要な出入口の段差の改善及び有効幅の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者やベビーカー使用者が円滑に通行できるように主要な出入口の段差及び有効幅について、基準を満たすよう改善する。
バリアフリートイレの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者や高齢者、介助が必要な方に配慮した広さの確保や手すりの設置、ベビーベッドの設置など、誰もが安心して利用できるよう配慮したバリアフリートイレを整備する。

⑤ 建築物特定事業

事業名	事業内容
施設内の設備等の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の方が円滑に歩行できるよう視覚障害者誘導用ブロックの破損等を確認し、必要に応じて補修する。 ・エレベーター・エスカレーターを利用して駅内を円滑に移動できるように動作確認や清掃・故障時の対応を行う。 ・案内表示が見やすく、わかりやすい状態を維持するために汚れや破損・誤表示等を確認し、清掃、修繕を行う。 ・トイレを誰もが利用できるように清掃・衛生管理・動作確認等を行う。 ・その他、施設内の設備等の適切な維持管理を行う。
施設内の移動に支障となる通路上の障害物の撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の円滑な移動環境を確保するため、施設内の移動動線上にある障害物を撤去し、通行空間を維持する。

(次ページに続く)

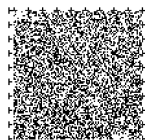


事業名	事業内容
窓口や受付での筆談具*などのコミュニケーションツール*の準備	・窓口や受付において、聴覚障害者や言語によるコミュニケーションが困難な方々との円滑な意思疎通を図るため、筆談具やコミュニケーションボードなどの支援ツールを常備し、誰もが安心して利用できる窓口や受付の体制を整える。
利便性向上に向けたトイレの改修	・トイレの洋式化やオストメイト*設備の追加など、様々な利用者に配慮したトイレ環境を整備する。
トイレを始めとした利用しやすい施設への改修	・利便性向上に向けたトイレの改修を始め、誰もが安心して利用できる快適な施設へ改修する。
識別または認知しやすい表示の整備	・出入口やトイレ、エレベーター、駐車場、駐輪場などの設備や経路を案内するわかりやすい表示を整備する。
視認性の向上のための階段の段鼻の改修	・階段の段鼻に視認性の良いすべり止めシール等を設置する。
主要な出入口を自動ドアへ改良	・引き戸等となっている施設の主要な出入口を自動ドアに改良する。

⑥ 教育啓発特定事業

事業名	事業内容
ヘルプカード*とヘルプマーク*の配布	・障害福祉課や各すこやか福祉センター窓口等でヘルプカード及びヘルプマークを区民に配布する。
啓発用リーフレット等の配布	・小中学校及び行政窓口等で障害の理解啓発に向けた啓発用リーフレット等を配布する。
障害理解と合理的配慮等に関する研修の実施	・多様な障害の特性や合理的配慮についての理解促進を目的とした区民や民間事業者向けの研修を実施する。さらに、中野区職員の意識の醸成を図るため、職員向け研修も実施する。
障害の理解促進・ふれあい交流事業の実施	・障害のある人とない人との交流を目的とした交流事業を実施する。
手話言語理解促進事業の実施	・令和2年4月に施行した「中野区手話言語条例*」及び「中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」に基づき、手話が言語であることに対する理解を促進するための事業を実施する。
接遇研修の実施や「サービス介助士」の資格の取得促進	・鉄道事業者による利用者が安心して公共交通を利用できるよう職員の接遇力と介助技術の向上を図る研修の実施や資格取得を推進する。

(次ページに続く)



事業名	事業内容
利用者のマナー向上や高齢者、障害者等への配慮に関する啓発ポスターの掲示	・鉄道駅構内に、ポスター等を掲出し、高齢者、障害者等が施設を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての啓発活動を行う。
案内サインの掲示や車内放送、ホームページでの周知による利用者へのマナー啓発や広報活動	・高齢者の方や障害のある利用者等への優先利用に関する案内サインを掲示する。 ・バス車内放送にて優先席や車いすスペースが適切に利用できるよう優先利用の周知を行う。 ・ウェブサイトにて利用者へのマナーの周知を行う。
車いす・ベビーカー利用者等への接遇研修教育の実施	・車いすやベビーカーを利用される方をはじめ、様々な利用者に対して適切な対応ができるよう、接遇に関する研修や教育を実施する。

ヘルプカード

ちょっとしたあなたの手助けが
障害のある人の安心につながります

あなたの支援が必要です。
ヘルプカード

中野区

ヘルプマーク

中野区

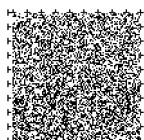
このカードに関する問合せ
中野区 健康福祉部
障害福祉分野 障害者社会参画担当
電話 (3228) 8832
ファックス (3228) 5660

表紙の挿絵には、障害のある人の作品を使用し、
作者の自立を支援しています。

出典：中野区ヘルプカードリーフレット（おもて面）

【コラム】なかの手話言語まつり

中野区では、手話が『言語』であることへの理解とその普及を目的に令和2年(2020年)4月に『中野区手話言語条例』を施行しました。本条例に基づく取組として令和7年(2025年)3月に中野区聴覚障害者福祉協会主催の「手話言語まつり」を区が共催し、小学生親子を対象に、手話の理解促進と啓発を図りました。



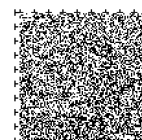
⑦ その他の事業

事業名	事業内容
通行の支障となる道路上の不法占用物の撤去	・違反屋外広告物や商店の商品のはみだし等、不法占用に対して、商店街や地域、警察署等の関係機関と連携し、指導・取締を推進する。
放置自転車の撤去や自転車マナー啓発活動の推進	・自転車利用のルールの周知やマナー向上の啓発をするとともに、各駅周辺を中心に、放置自転車の指導・警告、撤去を実施する。
区有施設のバリアフリー化情報の提供	・中野区のバリアフリーマップによる区有施設等のバリアフリー設備等の情報提供を行う。また、情報の定期更新を実施するとともに、施設からの情報提供により随時更新する。
ホームページやアプリ等による駅や車両のバリアフリー化の情報提供、車両の運行情報の提供	・駅のトイレ、エレベーター、エスカレーター、車両内の車いすスペース等、施設のバリアフリー化に関する情報や鉄道やバスの到着時間などリアルタイム運行情報をホームページやアプリで提供する。
支援や介助を必要とする方へ適切な配慮をした接遇の実施	・聴覚障害者の方や言語によるコミュニケーションが難しい方への筆談具の対応など、施設の利用者が支援や介助を必要とする際に、適切な配慮をした接遇を実施する。

(4) 特定事業の実施時期

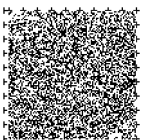
特定事業の実施時期について、以下のとおりです。

前期	: 令和12年度(2030年度)までの事業完了を目標に実施する事業
後期	: 令和17年度(2035年度)までの事業完了を目標に実施する事業
継続実施	: 継続的な取組
実施の検討	: 現段階では実施時期が未確定であるが、事業実施の検討を行い、整備環境が整い次第、実施する事業



4-3 地区ごとの特定事業

(1) 新中野地区

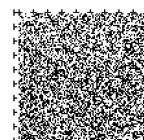


① 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
新中野駅	・施設の設備等の適切な維持管理、更新	東京地下鉄(株)	継続実施	
	・駅員を呼ぶ改札口のインターフォンの改良		○	
	・音声案内設備の整備		○	
路線バス	・バス車内設備や乗降設備の定期的な点検	関東バス(株) 京王電鉄バス(株) 東京都交通局	継続実施	
	・ノンステップバスの導入推進		継続実施	
	・バスの情報提供設備の改良		継続実施	

② 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連 経路全体	・道路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
中野通り	・歩道の有効幅員の確保	東京都	○	
	・歩道の段差・勾配の改善		○	
鍋屋横丁通り	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	中野区		○
区道14-100	・路側帯のカラー舗装		○	
区道23-160	・路側帯のカラー舗装		○	
主幹4号	・歩道の段差・勾配の改善		実施の検討	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		実施の検討	



③ 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連経路全体	・信号機のバリアフリー化(音響式信号機の改良)	公安委員会	適宜実施※	
	・横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上(必要に応じてエスコートゾーンを整備)		適宜実施※	
	・道路標識及び道路標示の適切な補修(必要に応じて実施)		適宜実施※	
	・違法駐車防止のための事業実施		適宜実施※	

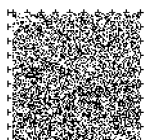
※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、中野区バリアフリー基本構想の改定後に東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

④ 都市公園特定事業

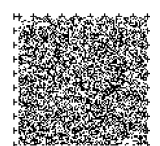
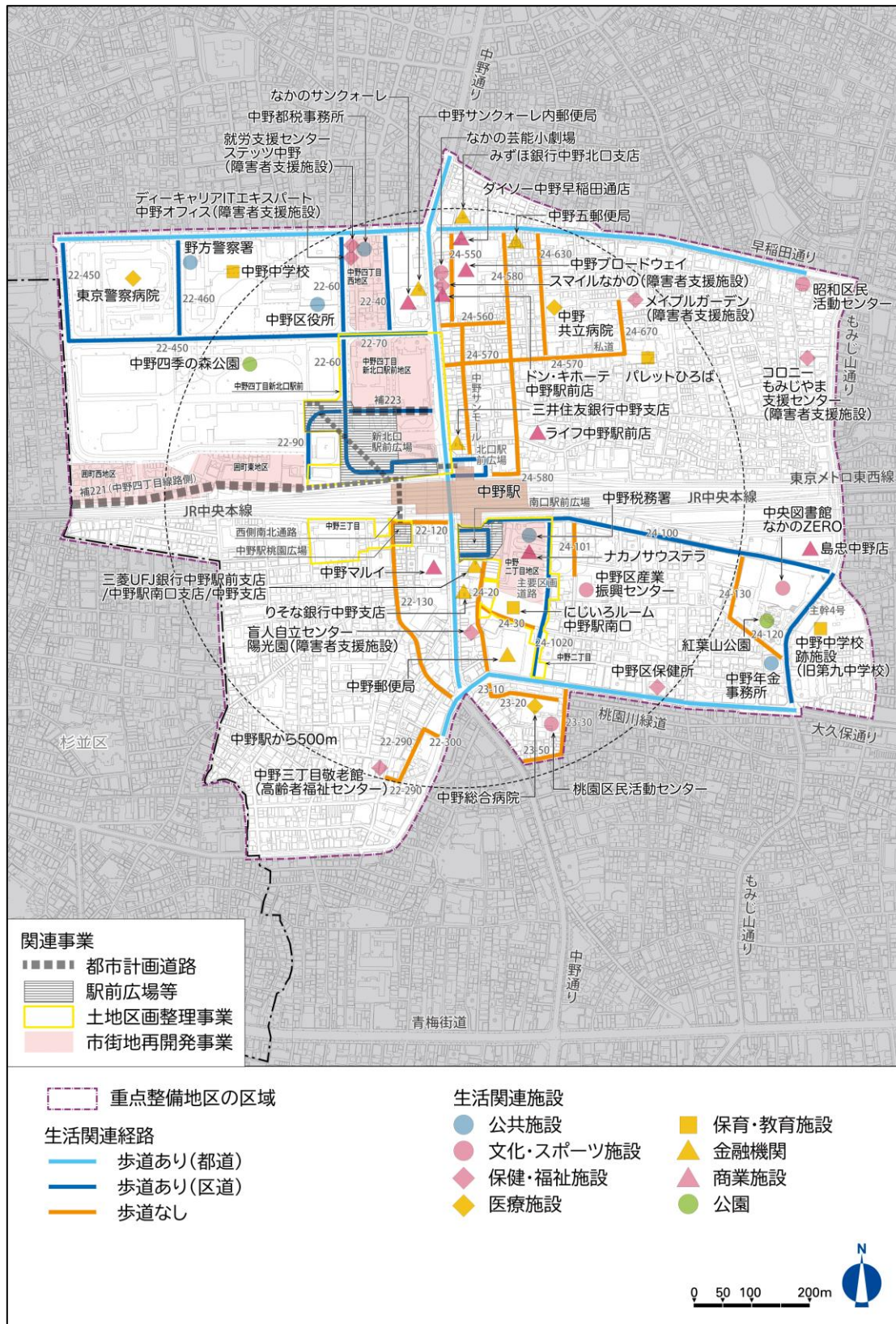
整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設(公園)全体	・出入口やスロープ等の園路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
	・トイレや案内板等の園内設備の点検、補修		継続実施	
中央公園	・誰もが利用しやすい公園へ再整備		○	

⑤ 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設(建築物)全体	・施設内の設備等の適切な維持管理	各施設管理者	継続実施	
	・施設内の移動に支障となる通路上の障害物の撤去		継続実施	
	・窓口や受付での筆談具などのコミュニケーションツールの準備		継続実施	
中部すこやか福祉センター	・利便性向上に向けたトイレ改修	中野区	○	



(2) 中野地区



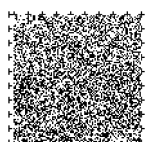
① 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
中野駅	・施設の設備等の適切な維持管理、更新	東日本旅客鉄道(株) 東京地下鉄(株)	継続実施	
	・橋上駅舎の整備 (エレベーター、エスカレーター、バリア フリートイレ等の新設)	東日本旅客鉄道(株)	○	
	・ホームドアの整備		○	
路線バス	・バス車内設備や乗降設備の定期的な 点検	関東バス(株) 国際興業(株) 京王電鉄バス(株)	継続実施	
	・ノンステップバスの導入推進		継続実施	
	・バスの情報提供設備の改良		継続実施	

② 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連 経路全体	・道路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
早稲田通り	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	東京都		○
大久保通り	・歩道の有効幅員の確保		○	
中野駅西側 南北通路	・中野駅西側南北通路の整備	中野区	○	
中野駅桃園 広場	・中野駅桃園広場の整備		○	
南口駅前広場	・南口駅前広場の拡張整備		○	
新北口 駅前広場	・新北口駅前広場の整備		○	

(次ページに続く)

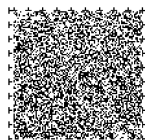


整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			前期	後期
区道 22-70	・歩道の段差・勾配の改善	中野区		○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○
区道 22-90	・歩道の段差・勾配の改善			○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○
区道 22-120	・路側帯のカラー舗装		○	
区道 22-130	・路側帯のカラー舗装		○	
主幹4号	・歩道の段差・勾配の改善		実施の検討	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		実施の検討	
区道 22-40	・歩道の段差・勾配の改善		実施の検討	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		実施の検討	
区道 22-60	・歩道の段差・勾配の改善	実施の検討		
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	実施の検討		

③ 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連 経路全体	・信号機のバリアフリー化(音響式信号機の改良)	公安委員会	適宜実施※	
	・横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上 (必要に応じてエスコートゾーンを整備)		適宜実施※	
	・道路標識及び道路標示の適切な補修 (必要に応じて実施)		適宜実施※	
	・違法駐車防止のための事業実施		適宜実施※	

※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、中野区バリアフリー基本構想の改定後に東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

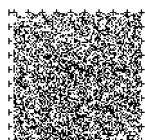


④ 都市公園特定事業

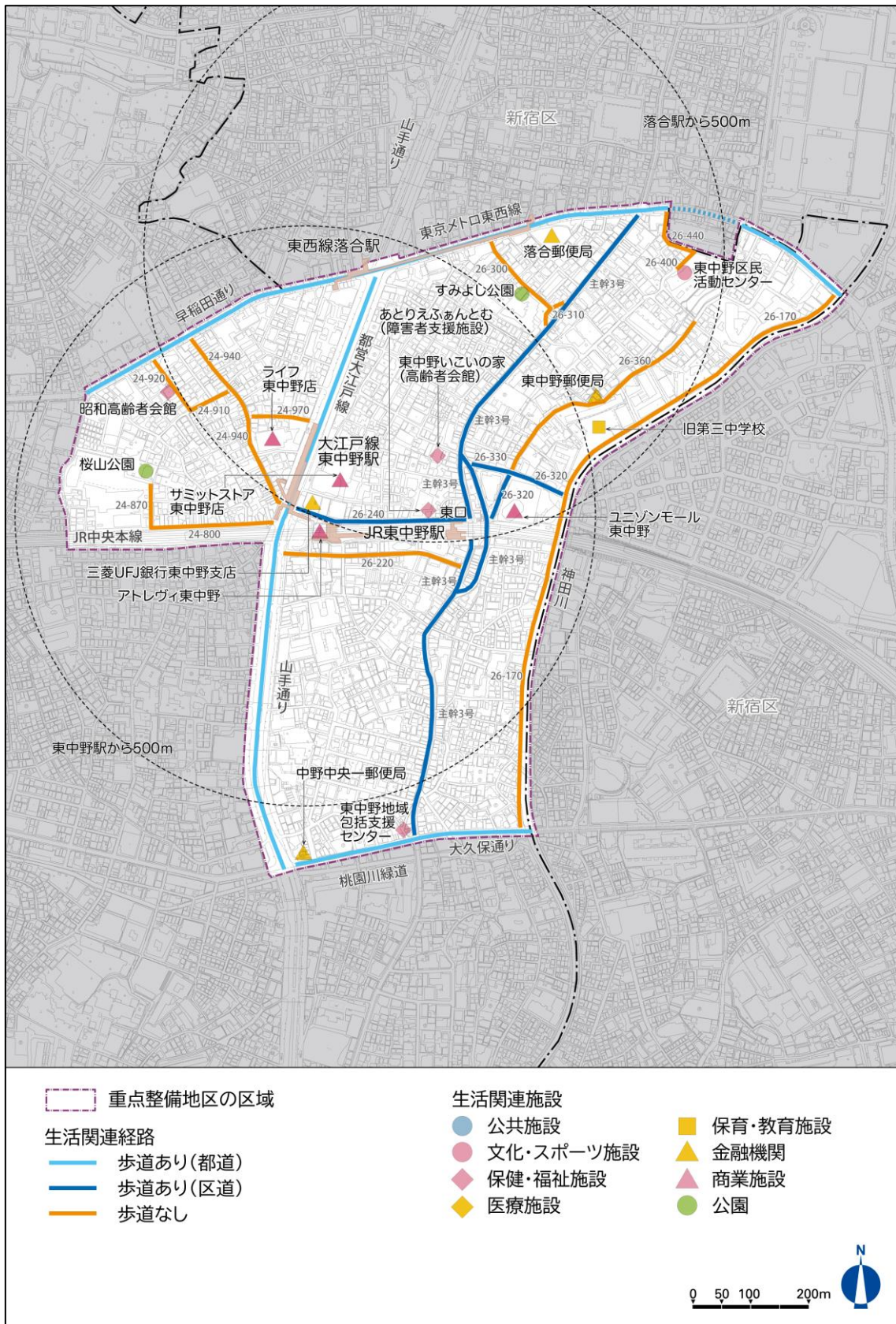
整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設 (公園)全体	・出入口やスロープ等の園路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
	・トイレや案内板等の園内設備の点検、補修		継続実施	

⑤ 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設 (建築物)全体	・施設内の設備等の適切な維持管理	各施設 管理者	継続実施	
	・施設内の移動に支障となる通路上の障害物の撤去		継続実施	
	・窓口や受付での筆談具などのコミュニケーションツールの準備		継続実施	
中野区産業 振興センター	・トイレを始めとした利用しやすい施設への改修	中野区	○	
中央図書館	・識別または認知しやすい表示の整備		○	



(3) 東中野・落合地区

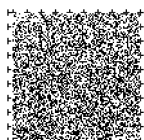


① 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
東中野駅 落合駅	・施設の設備等の適切な維持管理、更新	東日本旅客鉄道(株) 東京地下鉄(株) 東京都交通局	継続実施	
東中野駅 (JR)	・東口駅舎のバリアフリー化の検討	東日本旅客鉄道(株) 中野区	継続実施	
路線バス	・バス車内設備や乗降設備の 定期的な点検	関東バス(株) 西武バス(株) 京王電鉄バス(株) 東京都交通局	継続実施	
	・ノンステップバスの導入推進		継続実施	
	・バスの情報提供設備の改良		継続実施	

② 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連 経路全体	・道路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
東中野駅周辺	・駅周辺の歩行経路のバリアフリー化の検討		継続実施	
東中野駅西口 駅前広場	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○	
主幹3号	・歩道の段差・勾配の改善			○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○
区道26-320	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○	
区道26-220	・路側帯のカラー舗装		○	
区道26-400	・路側帯のカラー舗装		○	



③ 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連 経路全体	・信号機のバリアフリー化(音響式信号機の改良)	公安 委員会	適宜実施※	
	・横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上(必要に応じてエスコートゾーンを整備)		適宜実施※	
	・道路標識及び道路標示の適切な補修 (必要に応じて実施)		適宜実施※	
	・違法駐車防止のための事業実施		適宜実施※	

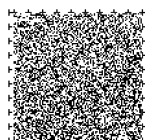
※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、中野区バリアフリー基本構想の改定後に東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

④ 都市公園特定事業

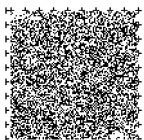
整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設 (公園)全体	・出入口やスロープ等の園路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
	・トイレや案内板等の園内設備の点検、補修		継続実施	

⑤ 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設 (建築物)全体	・施設内の設備等の適切な維持管理	各施設 管理者	継続実施	
	・施設内の移動に支障となる通路上の障害物の撤去		継続実施	
	・窓口や受付での筆談具などのコミュニケーションツールの準備		継続実施	



(4) 新井薬師前地区



① 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
新井薬師前駅	・施設の設備等の適切な維持管理、更新	西武鉄道(株)	継続実施	
	・連続立体交差事業に伴う駅舎改良		○	
	・連続立体交差事業に合わせたホームドアの整備		○	
路線バス	・バス車内設備や乗降設備の定期的な点検	関東バス(株) 国際興業(株) 京王電鉄バス(株)	継続実施	
	・ノンステップバスの導入推進		継続実施	
	・バスの情報提供設備の改良		継続実施	

② 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連経路全体	・道路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
区画街路第3号線	・交通広場の整備		○	
	・歩道の段差・勾配の改善		○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○	
主幹5号	・歩道の段差・勾配の改善			○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○
区道 32-160	・路側帯のカラー舗装		○	
区道 32-180	・路側帯のカラー舗装		○	
区道 32-700	・路側帯のカラー舗装		○	
区道 32-1160	・路側帯のカラー舗装		○	



③ 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連 経路全体	・信号機のバリアフリー化(音響式信号機の改良)	公安 委員会	適宜実施※	
	・横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上(必要に応じてエスコートゾーンを整備)		適宜実施※	
	・道路標識及び道路標示の適切な補修(必要に応じて実施)		適宜実施※	
	・違法駐車防止のための事業実施		適宜実施※	

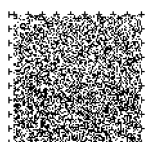
※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、中野区バリアフリー基本構想の改定後に東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

④ 都市公園特定事業

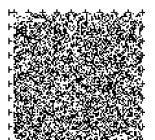
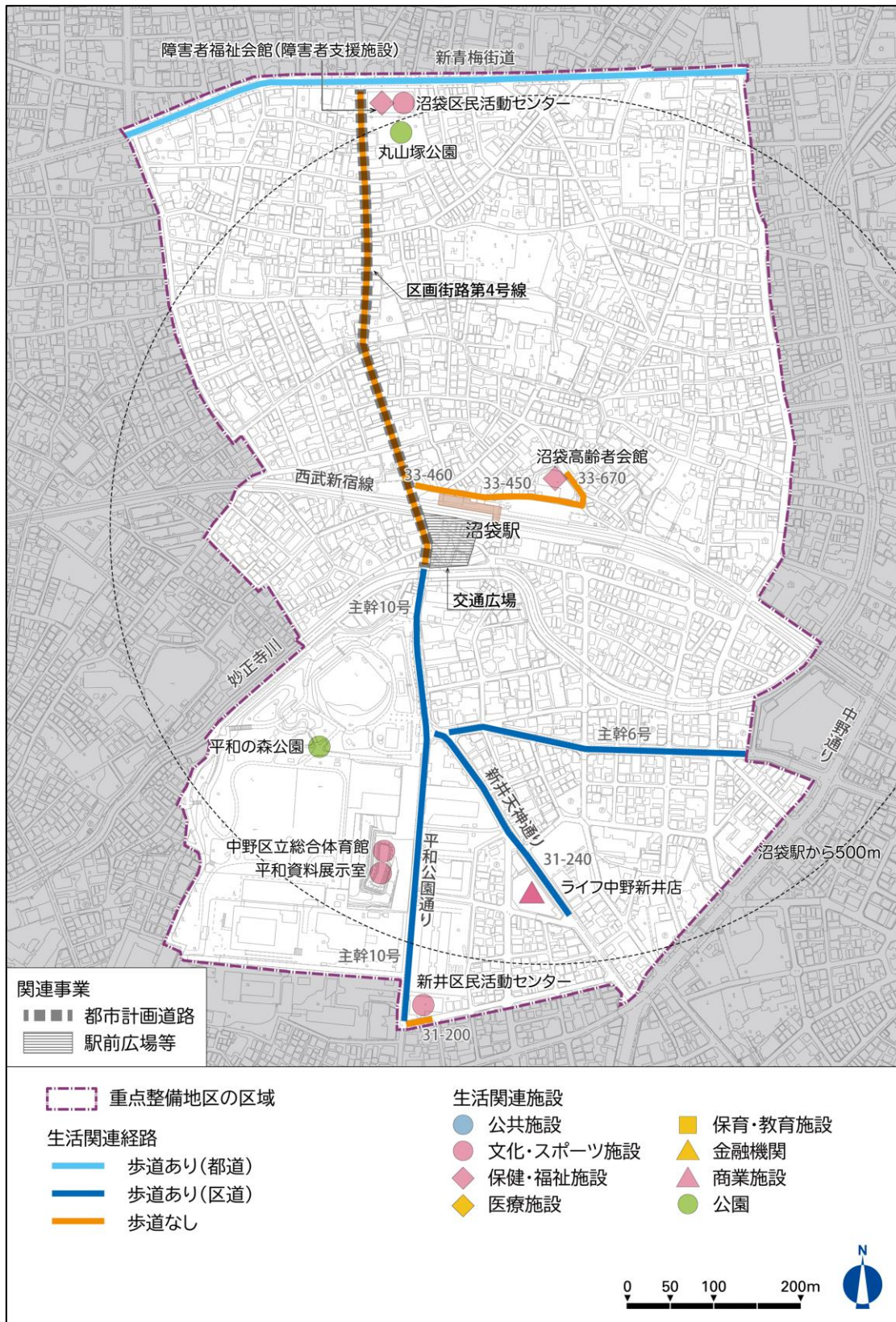
整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設 (公園)全体	・出入口やスロープ等の園路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
	・トイレや案内板等の園内設備の点検、補修		継続実施	

⑤ 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設 (建築物)全体	・施設内の設備等の適切な維持管理	各施設 管理者	継続実施	
	・施設内の移動に支障となる通路上の障害物の撤去		継続実施	
	・窓口や受付での筆談具などのコミュニケーションツール*の準備		継続実施	
上高田児童館	・主要な出入口を自動ドアへ改良	中野区	○	



(5) 沼袋地区

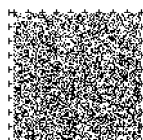


① 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
沼袋駅	・施設の設備等の適切な維持管理、更新	西武鉄道(株)	継続実施	
	・識別または認知しやすい表示の整備		○	
	・連続立体交差事業に伴う駅舎改良		○	
	・連続立体交差事業に合わせたホームドアの整備		○	
路線バス	・バス車内設備や乗降設備の定期的な点検	関東バス(株) 京王電鉄バス(株) 東京都交通局	継続実施	
	・ノンステップバスの導入推進		継続実施	
	・バスの情報提供設備の改良		継続実施	

② 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連経路全体	・道路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
区画街路第4号線	・交通広場の整備		○	
	・歩道の有効幅員の確保		○	
	・歩道の段差・勾配の改善		○	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○	
主幹6号	・歩道の段差・勾配の改善			○
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置			○
主幹10号	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○	



③ 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連経路全体	・信号機のバリアフリー化(音響式信号機の改良)	公安委員会	適宜実施※	
	・横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上(必要に応じてエスコートゾーンを整備)		適宜実施※	
	・道路標識及び道路標示の適切な補修(必要に応じて実施)		適宜実施※	
	・違法駐車防止のための事業実施		適宜実施※	

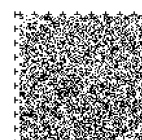
※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、中野区バリアフリー基本構想の改定後に東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

④ 都市公園特定事業

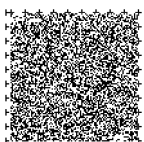
整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設(公園)全体	・出入口やスロープ等の園路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
	・トイレや案内板等の園内設備の点検、補修		継続実施	
丸山塚公園	・誰もが利用しやすい公園へ再整備		○	

⑤ 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設(建築物)全体	・施設内の設備等の適切な維持管理	各施設管理者	継続実施	
	・施設内の移動に支障となる通路上の障害物の撤去		継続実施	
	・窓口や受付での筆談具などのコミュニケーションツール*の準備		継続実施	



(6) 野方地区



① 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			前期	後期
野方駅	・施設の設備等の適切な維持管理、更新	西武鉄道(株)	継続実施	
路線バス	・バス車内設備や乗降設備の定期的な点検	関東バス(株) 国際興業(株) 東京都交通局	継続実施	
	・ノンステップバスの導入推進		継続実施	
	・バスの情報提供設備の改良		継続実施	

② 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連経路全体	・道路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
環七通り	・視覚障害者誘導用ブロックの設置	東京都	○	
主幹 11 号	・路側帯のカラー舗装	中野区	○	
区道 33-1200	・路側帯のカラー舗装		○	
区道 42-240	・路側帯のカラー舗装		○	
区道 42-1310	・路側帯のカラー舗装		○	



③ 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連 経路全体	・信号機のバリアフリー化(音響式信号機の改良)	公安 委員会	適宜実施*	
	・横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上 (必要に応じてエスコートゾーンを整備)		適宜実施*	
	・道路標識及び道路標示の適切な補修 (必要に応じて実施)		適宜実施*	
	・違法駐車防止のための事業実施		適宜実施*	

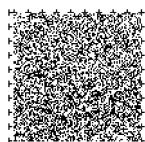
※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、中野区バリアフリー基本構想の改定後に東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

④ 都市公園特定事業

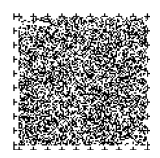
整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設 (公園)全体	・出入口やスロープ等の園路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
	・トイレや案内板等の園内設備の点検、補修		継続実施	
丸山公園	・誰もが利用しやすい公園へ再整備		○	

⑤ 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設 (建築物)全体	・施設内の設備等の適切な維持管理	各施設 管理者	継続実施	
	・施設内の移動に支障となる通路上の障害物の 撤去		継続実施	
	・窓口や受付での筆談具などのコミュニケー ションツール*の準備		継続実施	
野方区民 ホール	・視認性の向上のための階段の段鼻の改修	中野区	○	
	・識別または認知しやすい表示の整備		○	
野方図書館	・識別または認知しやすい表示の整備		○	



(7) 鷺ノ宮地区

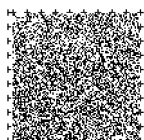


① 公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
鷺ノ宮駅	・施設の設備等の適切な維持管理、更新	西武鉄道 (株)	継続実施	
	・視覚障害者誘導用ブロックの設置		○	
	・ポラードの視認性改善		○	
路線バス	・バス車内設備や乗降設備の定期的な点検	関東バス (株)	継続実施	
	・ノンステップバスの導入推進		継続実施	
	・バスの情報提供設備の改良		継続実施	

② 道路特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連 経路全体	・道路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
区道 42- 210	・路側帯のカラー舗装		○	
区道 42- 1100	・路側帯のカラー舗装		○	



③ 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連 経路全体	・信号機のバリアフリー化(音響式信号機の改良)	公安 委員会	適宜実施※	
	・横断歩道を利用する視覚障害者の安全性向上 (必要に応じてエスコートゾーンを整備)		適宜実施※	
	・道路標識及び道路標示の適切な補修 (必要に応じて実施)		適宜実施※	
	・違法駐車防止のための事業実施		適宜実施※	

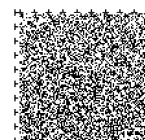
※交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、中野区バリアフリー基本構想の改定後に東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画で整理を行う予定です。

④ 都市公園特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設 (公園)全体	・出入口やスロープ等の園路の適切な維持管理	中野区	継続実施	
	・トイレや案内板等の園内設備の点検、補修		継続実施	
若宮オーリーブ 公園	・主要な出入口の段差改善及び有効幅の確保		○	
	・バリアフリートイレの整備		○	

⑤ 建築物特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
生活関連施設 (建築物)全体	・施設内の設備等の適切な維持管理	各施設 管理者	継続実施	
	・施設内の移動に支障となる通路上の障害物の 撤去		継続実施	
	・窓口や受付での筆談具などのコミュニケー ションツール*の準備		継続実施	



(8) 教育啓発特定事業・その他の事業

① 教育啓発特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
区内全域	・ヘルプカードとヘルプマークの配布	中野区	継続実施	
	・啓発用リーフレット等の配布		継続実施	
	・障害理解と合理的配慮等に関する研修の実施		継続実施	
	・障害の理解促進・ふれあい交流事業の実施		継続実施	
	・手話言語理解促進事業の実施		継続実施	
	・接遇研修の実施や「サービス介助士」資格の取得促進	鉄道事業者	継続実施	
	・利用者のマナー向上や高齢者、障害者等への配慮に関する啓発ポスターの掲示		継続実施	
	・案内サインの掲示や車内放送、ホームページでの周知による利用者へのマナー啓発や広報活動	バス事業者	継続実施	
・車いす・ベビーカー利用者等への接遇研修教育の実施	継続実施			

② その他の事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施予定時期	
			前期	後期
区内全域	・通行の支障となる道路上の不法占用物の撤去	中野区	継続実施	
	・違法に駐輪されている放置自転車の撤去や自転車マナー啓発活動の推進		継続実施	
	・区有施設のバリアフリー化情報の提供		継続実施	
	・ホームページやアプリ等による駅や車両のバリアフリー化の情報提供、車両の運行情報の提供	鉄道事業者 バス事業者	継続実施	
	・支援や介助を必要とする方へ適切な配慮をした接遇の実施	各施設 管理者	継続実施	



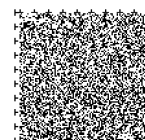
4-4 利用者視点のバリアフリー化の検討

特定事業への設定ができなかった意見等

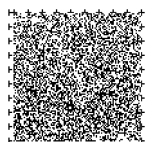
区民アンケート調査や団体ヒアリング、まち歩き点検等でいただいた意見のうち、施設のスペースなどの現場状況により対応が難しいことや詳細な検討が必要なことで、特定事業への設定が困難であったものについては、今後の施設の改修等の機会における検討素材として活用することとします。以下に、検討素材となる主な意見を示します。法令や条例に基づく基準や区民意見等を参考に利用者視点の施設のバリアフリー化を検討していきます。

なお、区民アンケート調査、団体ヒアリング、まち歩き点検にていただいた意見の詳細は、資料3～5にて掲載しています。

種別	主な意見
改札・券売機	券売機や無人改札において、駅員の呼び出しボタンを押しても、聴覚障害者は音声での対応ができないため、カメラ・モニター付きインターフォンなど音声以外で対応していただけるような設備の設置を検討して欲しい。
	各駅において無人の改札口は、何かあった時に助けてくれる人がいないので不安を感じる。駅員を配置して欲しい。
駅舎・プラットホーム	工事により足元が不安定な駅舎やホームの通路の通行は落下や転倒の危険を感じるので、平坦性や安全な通路幅を確保して欲しい。
エレベーター エスカレーター	ホームの昇降に駅員の介助が必要な駅は、バリアフリー化されていないと感じる。エレベーター、エスカレーターが未設置の駅は設置して欲しい。
	エレベーターは、大型の車いすが乗れる大きさと整備し、音声案内設備や点字表示の整備をして欲しい。
	乗り口と降り口が違うエレベーターは音声で出入口を知らせて欲しい。また、エレベーターの到着時も音声で知らせて欲しい。
時刻表	時刻表に運行情報を取得できる二次元コードを設置して欲しい。また、点字やひらがな表記など様々な人に配慮した表示を検討して欲しい。



種別	主な意見
道路	交通量が多く歩道のない道路は、通行時に危険を感じるため、道路を拡幅し歩道を整備して欲しい。また、歩道がある道路についても、歩道幅員が狭く、車いすでの通行が困難な箇所があるため、歩道の拡幅を進めて欲しい。
	路側帯に電柱があり車道通行を強いられる状況があるため無電柱化を進めて欲しい。
	歩道橋が歩道のスペースを大きく占有している。また、歩道橋が死角となり、自転車の飛び出しによる衝突の危険があるため、歩道橋の廃止を検討して欲しい。
	歩道に休憩できるベンチを設置して欲しい。
施設の出入口、通路	出入口や通路は、段差を解消することや車いすが通行しやすい幅へ改善して欲しい。
	出入口の車止めは、車いす使用者や視覚障害者に配慮し、認知しやすい高さや、通行のしやすい設置間隔とするなどの工夫をして整備して欲しい。
	建築物の出入口は自動ドアへ改修することや、施設の存在を知らせる音声案内設備を整備して欲しい。
	階段は、適切な高さで手すりを設置し、併せて点字表示を設置して欲しい。また、踏面を広くすることや、段鼻の視認性を良くして段差をわかりやすくするなど、安全性を高める工夫をして欲しい。
視覚障害者誘導用 ブロック	スチール製の鋸タイプの視覚障害者誘導用ブロックは、弱視の人は見えにくいので全面黄色の誘導用ブロックにして欲しい。
	出入口から受付までの経路や触知案内図までの経路には、視覚障害者誘導用ブロックを設置して欲しい。また、出入口が複数あるなどの場合は、1 経路だけではなく複数経路で視覚障害者誘導用ブロックを整備して欲しい。



種別	主な意見
トイレ	車いす使用者対応に加え、オストメイト設備、介助用ベッド、ベビーベッド、ベビーチェアを設置し、幅広い利用者に対応できるトイレ環境を整えて欲しい。
	トイレのボタンの配置は JIS 規格に適合するよう配置して欲しい。
	バリアフリートイレは、車いす使用者も開閉がしやすい自動開閉の扉にして欲しい。
	バリアフリートイレまでの経路は視覚障害者誘導用ブロックが設置されているが、一般用トイレにも音声案内設備を整備するなど視覚障害者が利用できるよう配慮があると良い。
案内表示	案内表示は壁面サインだとわかりづらいので、突き出し式の表示として欲しい。
	知的障害者は、ピクトグラムの色や形でトイレなどの施設の設備等を判別しているのので、案内表示は、一般的に普及しているデザインを採用して欲しい。
	弱視の人でも認知できるように案内は、大きく前面に表示して欲しい。また、施設には触知案内図を設置して欲しい。
	緊急時のボタンなどは、「押してください」と表示されていると知的障害者は誤って押してしまうケースがあるので「緊急以外押さないで」などの表記変更を検討して欲しい。
駐輪場、駐車場	勾配がついている自転車置き場は、停めにくいので平坦に整備して欲しい。
	車いす使用者対応の駐車スペースを確保し、その表示を明示して、利用者が安心して駐車できるようにして欲しい。
受付等	受付はローテーブルなど、車いすが近づけるスペースを確保して欲しい。
	タッチパネルは、視覚障害者には操作ができないので、代替設備の整備を検討して欲しい。
	施設内には緊急時対応してくれる総合受付を設けることや警備員を配置して欲しい。

